

## 県職交渉（時間外交渉）概要

- 1 日 時 令和2年5月15日（金）
- 2 場 所 北館201会議室
- 3 出席者 【当局】行政経営部長，人事課長外  
【組合】委員長，副委員長，書記長外
- 4 議 題 基本認識，産業医面談，時間外縮減の取組

項 目	組 合 主 張	当 局 回 答
基本認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○36協定に関して，労働基準法の考え方を確認したい。</li> <li>○36協定の意義は，全庁で共有されているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○労働基準法で1日8時間，週40時間を超えて勤務させてはならず，臨時的にやむを得ない場合に36協定の範囲内で時間外命令ができるということになっている。</li> <li>○全庁で共有されるようやっていく。</li> </ul>
産業医面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナ対応など，面談基準を超える時間外を行った職員は産業医面談を受けているのか。</li> <li>○産業医の助言を受けて所属が講じた措置についても，把握しているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日程調整中を除いて，受けさせている。</li> <li>○産業医の助言を受けて，所属がどう対応したかも把握できるようになっている。</li> </ul>
時間外縮減の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○改めて，時間外勤縮減のために具体的にどう取り組んでいくのか。</li> <li>○今年度から職員の「わ」応援プログラムが策定されたが，時間外年280時間を超える職員数の目標について，全体の設定はあるのか。</li> <li>○適正な勤務時間の把握については，どのように考えているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○時間外縮減は仕事の進め方の見直しも必要であり，管理職の意識を変えることは徹底したい。恒常的な時間外については，執行体制も含めて考えていく。</li> <li>○5月末を目途に目標を設定する予定としている。</li> <li>○まずは管理職の意識を徹底していくことが大事だと思っている。</li> </ul>